

県南広域振興局長告示第127号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第35条第1項の規定に基づき、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定した。

令和3年10月26日

県南広域振興局長 佐々木 隆

1(1) 名称 奥州市胆沢小山一の台特定猟具使用禁止区域

(2) 区域 奥州市地内の市道中萩森新田線と市道上中沢1号線との交点を起点とし、起点から市道中萩森新田線を北西に進み市道宮沢原横沢原線との交点に至り、同点から同市道を北に進み市道下萩森横沢原1号線との交点に至り、同点から同市道を東に進み市道上土橋上中沢線との交点に至り、同点から同市道を北東に進み市道上大畑平養ヶ森線との交点に至り、同点から同市道を南東に進み市道上一ノ台3号線との交点に至り、同点から同市道を南西に進み市道上一ノ台5号線との交点に至り、同点から同市道を南東に進み市道上中沢1号線との交点に至り、同点から同市道を南に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域

(3) 存続期間 令和3年11月1日から令和13年10月31日まで

(4) 使用を禁止する特定猟具 銃器

2(1) 名称 奥州市胆沢若柳中横沢原特定猟具使用禁止区域

(2) 区域 奥州市胆沢地内の主要地方道花巻平泉線と市道天沢丑転線との交点を起点とし、起点から主要地方道花巻平泉線を南に進み市道中萩森上萩森2号線との交点に至り、同点から同市道を南西に進み市道横沢原中萩森線との交点に至り、同点から同市道を西に進み市道上萱刈窪上萩森線との交点に至り、同点から同市道を北に進み市道天沢丑転線との交点に至り、同点から同市道を東に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域

(3) 存続期間 令和3年11月1日から令和13年10月31日まで

(4) 使用を禁止する特定猟具 銃器

3(1) 名称 一関市花泉町悪法師特定猟具使用禁止区域

(2) 区域 一関市花泉町内の市道白浜線と市道藤ノ巻線との交点を起点とし、起点から市道白浜線を北東に進み市道悪法師矢ノ目線との交点に至り、同点から同市道を東に進み市道悪法師亥年前線との交点に至り、同点から同市道を南西に進み市道白浜線との交点に至り、同点から同市道を南に進み市道西風谷地線との交点に至り、同点から同市道を北西に進み市道西風谷地線から市道藤ノ巻線に至る道路との交点に至り、同点から同道路を北西に進み市道藤ノ巻線との交点に至り、同点から同市道を東に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域

(3) 存続期間 令和3年11月1日から令和13年10月31日まで

(4) 使用を禁止する特定猟具 銃器